

氏名・(本籍地)	鵜川 晃 (大阪府)
学位の種類	博士(人間学)
学位記の番号	乙第89号
学位授与の日付	平成26年3月15日
学位論文題目	越境する文化と身体記憶 —在外ベトナム系住民の妊娠・出産・子育てのナラティブにみる文化実践—
論文審査委員	主査 野田 文 隆 副査 松 葉 祥 一 副査 寺 田 喜 朗

鵜川晃氏 学位請求論文審査報告書

「越境する文化と身体記憶—在外ベトナム系住民の妊娠・出産・子育てのナラティブにみる文化実践—」

論文の内容の要旨

この論文は序章に始まり8章仕立てとなっている。

序章は看護師であり、心理士である著者があるベトナム系主婦を対象とした調査の中でベトナムの文化に濃厚に触れ、この研究に目覚めた経緯の紹介があり、次に本研究の構成が示される。

第1章「問題意識と研究方法」では、問題意識としては、少数民族集団と共存していくことは彼らの原文化を尊重することなのか、それとも彼らの文化、習俗の変容を促進することなのか、あるいは違う形はあるのか。この問いを解き明かすべく、原文化と受入国の文化間のコンフリクトが顕著に現れる原基的習俗であり、かつ通過儀礼でもある妊娠・出産・子育てに着目していくことであると述べる。その濃厚な語りをエスノグラフィーとしてまとめ、彼女らの文化実践の姿を明らかにすることを目指している。研究手法はフィールド調査および聴き取り調査を並行して行い、現場の経験的事実に基づいて理論や仮説、命題を検証するといった解釈的視点に基づき、異文化に

おける日常生活を身近に観察し細部を丹念に記述すると述べている。

第2章では調査研究者のプロフィールに触れている。聴き取りの対象は42名であり、そのうちベトナム(ホーチ・ミン)に暮らす女性が5名、日本(神奈川県、兵庫県、大阪府)に暮らすベトナム系女性が19名、カナダ(バンクーバー)に暮らすベトナム系女性が18名となっている。日本とカナダではその女性たちを第1世代、第2世代、呼び寄せ(ODP)でやってきた世代と類別している。また、この章ではこの論文の中心的概念である「身体記憶」の定義について綿密に述べられている。

第3章では「ベトナム人および在外ベトナム人(越僑)について」触れている。ベトナムの歴史、社会情勢、国の独立と統一をめぐる戦争により生じた難民化、在外に暮らすベトナム人、宗教観、家族観、保健・福祉・医療観などについて先行研究を引きながら論述している。彼らは、越境後も、身体記憶としての拡大家族(「血縁関係をベースとした親族ネットワーク」という概念は伝承されていることが述べられている。また、医療・保健・福祉観では、ベトナムには福祉という概念は未だ定着しておらず、【血縁関係をベースとした親族ネットワークで構築された相互扶助】、もしくは【地域住民組織で構築された相互扶助】が重んじられていることが論じられる。

第4章「ベトナム(原文化)でのベトナム人女性の妊娠・出産のエスノグラフィー」以降、第5章「ベトナム(原文化)でのベトナム人女性の子育てのエスノグラフィー」第6章「越境するベトナム女性の妊娠・出産・子育てのナラティブ—日本のベトナム系住民女性、カナダのベトナム系住民女性の語りから」までは分厚いインタビューによって構成されたベトナム女性の妊娠・出産・子育てに関するナラティブが綴られている。第4章ではベトナム(原文化)でのベトナム人女性の妊娠・出産がどのような言説と行動に裏付けられているかを極めて綿密に記載している。彼女らの妊娠・出産がいかに母の語りに従って行われているかを解き明かす。例えば妊娠中はこどものために太るべきこと、産婆の見立てをよしとすれば医療には接触しないこと、分娩は自然であること。産褥期は動かないこと、風にあたらぬこと、冷たいものを食べないこと(それは褥婦は脱皮した蟹のように fragile なものであり、壊れ物を扱うように扱わないと老後の健康に害がでるといふ母の言説を守るこ

と)、産後はひたすら周囲から大切にされるべきであること、夫との性交はできるだけ膣が回復するまで行わないこと(開いた膣は男の興味を喪失させ夫婦不仲の原因となるから)などのローカルな習俗が記載されている。

また、第5章では、ベトナムでの子育ての原型に触れている。ベトナムには「子どもは一枚の白い紙(布)である。ライトの傍におけば明るくなる、インクの傍におけば黒く染まる」というbeliefがあり、これに基づいて父母を絶対に敬うこと、拡大家族の中において育てること、体罰は子どもをよい方向へ導く行為である一方、限りなく子どもを慈しむことなどの文化実践が語られる。妊娠、出産、子育てに見られるこれらの文化実践を著者は母から娘へと伝承される「身体記憶(institutional memory)」と定義し、続く第6章での日本、カナダへ越境したベトナム系女性たちにその身体記憶がどのように留められているかの問題意識で論述を進めている。日本、カナダの妊娠、出産、子育てには明らかに「原文化」と「他文化」の葛藤が見られている。妊娠、出産の医療化が進み、双方の国では「原文化」の言説をそのまま守っていくことは難しい。妊娠の際は医療を受け、「安全」「安心」な分娩を心がけるほうに傾いている。とりわけカナダでは十分なインフォームド・コンセントが行われ、妊娠時健診が無料で受けられ、しかも多様文化主義のもと自文化圏の医療者のケアを受けられることから、妊娠、分娩に関しては日本においてより、さらに医療化に準じていく傾向がみられる。しかし、褥婦としては母から受け継いだ「身体記憶」は守ろうという傾向がある。すなわち、「脱皮した蟹」という言説は守ろうとしている。シャワーを浴びたくない、冷たい食べ物は食べたくない、あまり動きたくないという行動は異文化でも継承される。それが現場の医療者とのコンフリクトの原因ともなる。子育てにおいては大きな揺らぎはあり、親の絶対権力はホスト文化の中で相対化され、「身体記憶」を作動させつつもホスト文化にも同化していくという態度のモザイクを見せている。また、その文化変容の姿は第1世代よりも第2世代に強く、呼び寄せ群はその中間的なものであった。

第7章「変容するベトナム人女性の妊娠・出産・子育ての文化実践」では三態のベトナム人女性の文化実践の総括を試みている。ここではBerry Jの異文化適応の理論を援用しながら、著者はこのように述べている「ベトナム

在住のベトナム人、そして在外ベトナム人の妊娠・出産・子育てのナラティブ(モデル・ストーリー)から次の4つの文化変容の形が見いだされた。①母親および親族、近親者の経験から得られた知恵である身体記憶は文化変容を受けにくく【温存される文化】である、②妊娠から出産にかけては、「安心・安全」と「説明と同意」、「自己決定権が確約された医療・保健・福祉サービス」が提供されればベトナム人の心理的抵抗は弱まり、受入国の文化に【統合】的な文化変容を起こす、③産褥期の文化実践においては②のような要素が提供されたとしても、身体記憶に「護り」や「安心・安全」を感じているため、受入国の文化に【離脱】的な態度をとりやすい、④異文化での子育ては、親自身がコンフリクトやアンビバレンスを抱えやすく、受入国の文化に【同化】もしくは【周辺】的な文化変容の態度をとりやすい。またこれらのモデル・ストーリーから原文化は他文化に向かって変容していくことが示されたが、文化変容は個人的要素、環境的要素に加え、時間軸も影響を及ぼす要因の一つであることが分かった。そして温存される文化としての【身体記憶】だが、これは文化変容という外皮をはぎ取っていくと、中核に発見されるentityというものではなく、生活のなかの様々な現象に出没し、人間の存在そのものにモザイクのように刻み込まれたものであると考えられる。この身体記憶は移住という越境を行っても保持され続けており、拡大家族や同国人コミュニティといった蓑(Ethnic Enclave)によって護られているため、多文化の暴露を受け難い。この身体記憶は保持され、変わりやすい部分、変わってもよい部分のみが文化変容を起こすことが見いだされた。」

終章は「日本における医療・保健・福祉サービスのパラダイムシフトに向けての提言」としてこれまでの知見をもとに医療・保健・福祉分野での多文化共生時代へ向けてのパラダイムシフトを述べている。ここで著者は「移住者・難民の文化適応を促す要因のフレームワーク」としてエディンバラのクイーン・マーガレット大学によって開発された難民がホスト国に文化適応するためのフレームワークを引き、それを著者流にmodifyした「ベトナム人女性が妊娠・出産・子育ての文化適応を促す要因のフレームワーク」を提言している。それによれば、フレームワークは4つのテーマにグループ化された10個の領域から構成される。この10領域にはヒエラルキーはなく並列

に存在し、どの領域からも支援者はアプローチできるという構造である。まず、基盤というテーマの元に「身体記憶」、「開かれた市民権」があり、促進化水準というテーマの元に「インフォームド・コンセント」、「安心・安全」がある。社会水準というテーマの元に「血縁関係をベースとした親族ネットワーク（拡大家族）とのきずな」、「同国人との結びつき」、「他文化との結びつき」があり、生活水準というテーマの元に「医療・保険制度の充実」、「多様な社会資源の存在」、「経済的安定」が布置されるという。これらの領域が相互に作用しあい必要・十分に満たされることによってベトナム人女性の妊娠・出産・子育ての文化適応は確立するという主張である。この提言の元で著者はパラダイムシフトの要因は、民族少数集団を支援する人々の態度として「自文化中心主義に陥らないこと」「相手の文化の文脈で治療やケアを考えること」、その真の意味で Cultural Competence（文化を理解し対応する能力）を持つことであることを主張し、この論文を締めくくっている。

審査結果の要旨

主査野田文隆の審査趣旨は以下である。本論文はベトナム、日本、カナダに暮らすベトナム系住民女性を対象にその妊娠・出産・子育ての語りを丹念に聴き取り、そこに色濃く温存された原文化の存在を「身体記憶」としてとらえ、その身体記憶をもとに異文化の中で起こる文化の温存と変容のプロセスを文化実践として考察している。序章にも触れているようにこの研究は2000年に始まる国際移住機関の委託研究に端を発していて、もう13年の蓄積がある。研究者がベトナム系住民女性の聴き取りを始めた時から感じたベトナムの文化の固有性が単に文明化のプロセスの中で継時的に変化していくエキゾチックなものか、それともベトナム人であるという存在証明として変わらないものなのかというリサーチクエスション、また、研究者の職務である、看護、心理専門家としてこの現象をどう日常実践に反映させていけばいいかという問いが研究の出発となっている。これらの問いを解明するために、本論ではベトナムに住むベトナム系女性、日本に住むベトナム系女性、カナダに住むベトナム系女性を対象に国際比較を試み、また、文化がもっともその原型として現れる通過儀礼に焦点をあて調査を進めている。それが、

テーマとなる「妊娠・出産・子育て」ということである。本論の特筆すべき長所は、その分厚い聴き取りである。ベトナム、日本、カナダで計42名の女性から繰り返し聴き取りを重ね、いわば理論的飽和に達するまで委細を尽くして聴き取っている。この点予備審査で指摘された「調査対象者に偏りがみられる」のではないかという問いはほぼクリアされていると思う。また、そのプロセスの中でベトナム、日本、カナダで妊娠・出産・子育てという項目にはそれぞれの差があり、文化変容は受けているものの、例えば伝承される妊娠の言説、出産時の食生活、タブーとしての振る舞い、子育てに先立つこどもへの捉え方などが、どんなに世代が変わっても脈々と母から娘へと受け継がれる伝承としてそう変化していないことが明かされる。また、どのベトナム系女性もそのような形での文化実践を受け入れていることがわかる。また、同様にそれらの文化実践の中にも異文化と折衝を繰り返しながら文化変容を受けている部分もあることも解明される。ここで示唆される結果は、ベトナム系女性をとりまく医療・保健・福祉分野の支援者たちへの教えを含んでいる。つまり、ベトナム系女性たちの行為を自分たちの文化のスキームに絡め取る自文化中心の態度から脱し、彼女たちの原文化の言説を尊重し、いかに文化的折衝を行うかのヒントである。また、この研究はベトナム系女性に焦点化されているが、引き出された結果はあまねく日本や海外に暮らす民族少数集団に対し、ホスト国はどうか文化的感受性を高めていけばいいかの行路を示唆するものである。また、この研究の学際的領域は、多文化間保健学、国際母子保健学、多文化間精神医学、文化人類学をまたぐ大きなものとなっている。予備審査における「福祉の視点が少ない」という指摘はベトナムに福祉は未成熟であるという著者の記述もあるが、カナダのサービスの記述、最終提言での記述などにおいては十分に吟味されていると思える。以上より、本論文は博士号にふさわしい研究として合格とするものである。

副査、寺田喜朗の審査趣旨は以下である。本論文は、妊娠・出産・子育てにまつわるベトナムの伝統文化が、今日、どのように継承されているのか、ベトナム本国および移住先では、どのような葛藤・摩擦に直面し、その結果、どのような適応・選択が図られているのか、伝統文化が変容する際、どのようなエージェントが影響を与えているのか、という広義の文化変容に関する

問題系に対し、ホーチミン、大阪・兵庫・神奈川、バンクーバーに在住する42名のベトナム人女性への聞き取り調査から検討を加えた、きわめて野心的な研究である。さらに、現状の報告に留まらず、調査研究で得られた知見を我国の医療・保健・福祉サービスの現場へ提言する議論へ接続させている。国境を越えたベトナム文化への調査研究の内容、提言、ともに類例のない試みであり、特にナラティブ・データの集積と分析については、画期的な成果と評価できる。概念規定や歴史的な生活構造の変化への言及等、今後の課題を積み残した点もあるが、女性の出産・産褥期という、きわめてナイーブな現実にも果敢に接近した貴重な成果であり、子育てを巡る議論に関しても、国際移動・異文化適応に惹起された文化再編を具体的に描き出した点で研究史に貴重な貢献をなしている。以上の成果を鑑み、博士号審査を合とするものである。

副査、松葉祥一の審査趣旨は以下である。本論文は、医療人類学的や社会学に画期的な成果をもたらすだけでなく、身体記憶という新たな概念を見いだしたことによって、普遍的な価値をもつ。すなわち、意識的記憶ではない身体的記憶であると同時に、個人的記憶ではない制度的な記憶であるような領域を画定したのである。それは、言語化が困難な領域であるが故に、本論文のような質的な研究方法によってはじめて解明できる領域である。またさらに本論文は、わが国の医療・福祉政策や実践方法の変革への提言として重要な意味を持っている。すなわち、今後拡大が予想される多様な文化的背景をもった人々への医療・福祉のあり方について、自文化中心主義から脱却するための具体的な方法の提言である。以上から、本論文が、博士号にふさわしいと判断する。

以上三者の意見をもって本論文は論文博士としての資質を十分に満たすものと審査された。